

事務連絡
令和5年10月

認証取得者 各位

公益社団法人 日本水道協会
品質認証センター長 遠藤尚志
(公印省略)

適格請求書等保存方式への対応に伴う請求書様式の変更について（通知）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会品質認証事業へのご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁が令和5年10月1日から開始した適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度という）においては、適格請求書発行事業者の発行する請求書に、必要な記載事項が定められております。

つきましては、本協会においてもインボイス制度に対応するため、請求書の様式について、下記のとおり変更いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

※本事務連絡は、令和5年10月から11月をインボイス制度に伴う請求書様式の変更の周知期間と捉え、当該期間中の請求書に同封させていただいております。

記

1. 変更時期：令和5年9月品質確認実績（10月請求分）の請求書から
2. 変更内容：①適格請求書発行事業者登録番号：「T3010005004653」の記載
②認証業務等実施日（取引年月日）の記載
※備考欄に認証業務等実施日を記載します。
なお、最低保証検査手数料の差額請求が発生する場合は、認証業務等実施日の記載が重複することにご留意ください。
③税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜）及び適用税率の記載
出張旅費も従来の税込金額表示から税抜金額表示に変更しております。
④税率ごとに区分した消費税額等の記載
※③、④に伴い、従来の金額表示を変更しております。
3. その他：各変更内容の記載場所は、裏面（別紙）をご覧ください。

担当：品質認証センター認証課
TEL：03-3264-2736
E-mail：center@jwwa.or.jp

123-4567 △△県

◇◇市〇〇町1-1

甲乙 株式会社 丙丁工場

別紙

様

請求書 (品質認証センター)

請求書No. 0000000000-A-000000-0
令和5年10月25日

甲乙 株式会社
丙丁工場

適格請求書発行事業者登録番号

様

公益社団法人 日本水道協会
理事長 青木 秀幸

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9

〈本請求書に関する問い合わせ先〉

品質認証センター 認証課 TEL 03 (3264) 2736

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 (消費税込)
28,490

円

認証業務等実施日 (取引年月日)

ご請求金額の内訳

① 登録番号:T3010005004653

(令和05年09月分)

内容	備考	数量	金額
抜取検査手数料 貯湯湯沸器	A-000/13~25mm、 ② 2023.9.1	500	7,000
最低保証との差額	※ 2023.9.1 認証業務等実施日の記載が重複する場合の例		17,000
認証マーク支給料 シール	基本/一般用、2023.9.1	500	500
出張旅費 抜取検査	税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜) 及び適用税率 ×× (2023.9.1)		1,400
③ 税抜金額 10%対象			25,900
④ 消費税額 10%対象			2,590
合計			28,490

税率ごとに区分した消費税額等

お支払いは、下記取引銀行の口座をご利用下さい。なお、振込手数料は貴社負担にてお願いします。

口座名:(公社)日本水道協会 三菱UFJ銀行 市ヶ谷支店 普通預金 No. 0871023 みずほ銀行 麹町支店 普通預金 No. 201657